

Adefa（ドイツ衣料産業工場主共同事業団）定款 —第三帝国における反ユダヤ利益団体—

山本 達夫

人間科学部 国際交流学科
yamamoto@tou-u.ac.jp

解題

1. 経済の脱ユダヤ化とAdefa

第三帝国におけるユダヤ人迫害において、ユダヤ人の経済的基盤を奪った過程は経済の脱ユダヤ化と呼ばれる。これが一定の政策となったのは1937年末で、多くの機関・組織がこれに関与した。経済の脱ユダヤ化は、ユダヤ経営の閉鎖・清算、またはドイツ人への経営所有権の譲渡（アーリア化）という形で行われ、その影響はドイツの経済社会の広範におよんだ。

ユダヤ人が関与する比率がとくに高かった衣料産業部門においては、Adefa（ドイツ・アーリア衣料産業工場経営者共同事業団）^{*1)} という組織が活発に活動していた事実が、文書館史料や当時の新聞記事から確認できる。^{*2)} 筆者は、Adefaを分析すれば、第三帝国における経済の脱ユダヤ化の展開過程を、より精緻に解明できると考えている。

Adefaは、経済活動におけるユダヤ人とドイツ人の共存関係を否定し、その自発的な解消を主張した利益団体であった。しかし、従来のナチズム研究においてほとんど言及されていない。^{*3)} 理由はふたつ考えられる。ひとつは実質的な活動期間が短かったことである。1938年初頭から活動を激化させたAdefaは、39年夏に解散した。いまひとつは、解散直後に大戦が勃発し、ユダヤ人大量殺戮が行われたことである。この圧倒的な出来事のために、Adefaはその狼藉の記憶のみならず、存在自体も忘れ去られたのである。

だが、Adefaがドイツのユダヤ系衣料産業に及ぼした影響は甚大である。ドイツの日常的な街路景観に溶け込んでいたユダヤ系衣料品店は一掃された。これは同時に、衣料産業で生活していたユダヤ人が国外追放か絶滅収容所送りにされたことを意味するのである。

本稿では、文書館史料によりながら、Adefaの活動の概要、ならびにAdefa理事長オットー・ユングJung, Otto (1896~?) のプロフィールを紹介するとともに、1938年11月14日付けでライヒ経済省に提出された定款を史料として訳出する。

2. ドイツ衣料産業の中のユダヤ人

ナチス・ドイツの衣料産業においては「ユダヤ」が意識される事情があった。たとえば、1938年4月時点で、紳士上着、帽子および装飾品産業で約35%、紳士・婦人下着産業で約40%、毛皮加工業の40%、婦人上着工業の70%がユダヤ企業の売り上げであった。^{*4)}

ドイツ衣料産業において、ユダヤ人が確固たる地位を占めたのには、それ相応の歴史がある。19世紀初頭の「ユダヤ人（教徒）解放」によって、ドイツ・ユダヤ人は、ゲッターに象徴される、周囲から隔離されたマイノリティ集団であることをやめた。そして、ユダヤ教徒ドイツ人としてドイツ社会へ入っていった。この過程においては、たしかに国家側の同化圧力もあった。だが、ドイツ社会に積極的に参入しようとするユダヤ教徒の側の努力も大きかったと考えるべきである。少数の

シオニストを別にすれば、多数のユダヤ教徒はドイツ人との共存の道を選んだからである。法的に平等な市民として、彼らは多数派との恒常的な共存関係を作ろうとした。多数派に囲まれた社会に生きるマイノリティにとって、この選択は現実的であり、不可避的でもあった。

ゲットーから解放されたユダヤ教徒たちが足を踏み入れたのは前近代的な世界であった。社会の隅々には封建遺制が残り、ユダヤ人に対する根強い偏見と差別も健在であった。しかし、ドイツ社会への突破口を開こうとするユダヤ教徒にとって有利な状況も存在した。ドイツ社会に束縛されていなかったことである。資本主義が現代的な形態へ変化しつつあったこの時期、ドイツの経済活動においては生業の理念にもとづく伝統的な経済秩序がなお支配的だった。ところがキリスト教社会の外側にいたユダヤ教徒は、こうした規制から自由だったのである。

ユダヤ人は、たしかに顧客の獲得から始める必要があった。しかし、彼らがその過程でより所とした競争原理と経済合理主義は、近代ドイツ社会の資本主義的経済秩序に全く適合的であったのである。^{*5)} 営業と移動の自由の原則が確立されると、新技術の採用に積極的であったユダヤ人は、将来的展望のある経済部門に関与していった。つよい関心を示したのは、組織と生産様式が比較的近代化された形態の産業部門、すなわち初期工業化時代の繊維・衣料産業であった。^{*6)}

こうして1937年末には、ナチス党のポーfum管区経済顧問 (KWB) が大管区経済顧問 (GWB) ^{*7)} に対して、「〔ドイツ人経営の衣料品店における〕衣料品の購入先をアーリア商社に限定すると、客の選択肢はなくなる。アーリア企業のみでは商品の供給が不十分になるので、購入先の変更はできない」と報告するまでになったのである。^{*8)}

3. Adefaの結成

Adefaが結成されたのは1933年春である。その原型は、ヴァイマル共和国末期の1932年7月に、ナチス党古参党员で既製服製造業者のゲオルク・リーゲル Riegel, Georgが、既製服業の失業者に職を斡旋する目的で作った細胞組織であった。受け入れ工場の売り上げ増を保証する目的でドイツ人

小売業者との連携がはかられたといわれている。^{*9)} 1933年1月30日、リーゲルは10数名のドイツ人衣料工場経営者と組織結成を盟約し、^{*10)} 5月4日に社団法人登録した。^{*11)} Adefa加盟経営数は、発足時の50社から200社 (1935年1月)、300社 (35年末)、430社 (1936年末)、1938年初頭の約600社へと増加した。^{*12)}

Adefaは、「加盟員相互間、ならびに党・国家に対するナチズム的態度への教育」「時流に適った衣装文化の涵養」「輸出の振興」「アーリア人後継者の職業訓練」などを目標とした。^{*13)} また加盟員がアーリア系であることを条件に「ドイツ既製服業の再興と純粋性の保持」「異人種支配の排除」を目標にかかげた。ただし、この目標はAdefa加盟企業の製品の品質向上によってのみ達成可能であるとされ、それまで交流のなかった加盟員の共同作業によって高い業績思想を培うことを基本方針とした。^{*14)}



Adefaの活動で目を引くのは「紡績業者から消費者まで」というスローガンである。これは、リーゲルがドイツ人失業者を既製服工場に受け入れさせる活動をするなかで、受け入れ先工場の業

績を上げるためには小売店の協力が不可欠と考えたからである。^{*15)} またAdefaは、原料納入から商品流通の全過程でユダヤ営業経営の介在を認めなかった。閉鎖的な流過程をへて店頭陳列される商品にはAdefa標〔上〕^{*16)} が付けられた。Adefaは当時、一般の人びとの目に触れる存在だったのである。

しかし、Adefaの活動が最初から順風満帆であったわけではない。1934年にはライヒ経済省から、ドイツ経済有機的秩序準備法^{*17)} の排他性の原則に抵触するおそれを問題視された形跡もある。ライヒ経済省が確認したところ、ユングは、Adefaは衣料産業の文化政策的な組織であり、文化政策的な問題に限定していると回答している。^{*18)} また当時の新聞にも、Adefaが「文化的な課題」の達成を目標とし、経済的な利益代表は営業経済組織で行う形を取っているとの記事がある。^{*19)} 何

とか解散は免れたものの、Adefaは表舞台からしりぞく。Adefaがしばらく鳴りをひそめざるを得なかったのは、「経済においてユダヤ人の排除がほとんど見込めないと思える領域があるとするれば、それは衣料産業の領域だった」*20) という状況が存在したからである。

Adefaがふたたび第三帝国のマスメディアに登場するようになるのは1937年末である。そのころまでにAdefaは勢力を拡大し、38年初頭には、紳士・婦人服製造部門で約500の加盟企業を集めるまでになっていた。*21) Adefaの勢力拡大の要因としては、つぎのようなことが考えられる。まず、しだいに狭まるドイツの生活空間を前に、国外移住を選択するユダヤ人経営者が出てきたことである。このことは、商品の安定供給がたち切られることを恐れるドイツ人小売業者を心理的に追いつめた。*22) 第二は、Adefaの商品見本市の影響である。Adefaのいくつかの商品がユダヤ企業の商品と同等の品質であった場合、ドイツ人小売業者は取引企業の変更を余儀なくされた。GWBは、KWBが個々の小売業者と交渉するにさいして、「購入先変更についての根拠のない不平のならば立てて対しては、断固反対の態度で臨んでもらいたい」との通達を出している。*23) 三番目の理由は、あからさまな脅迫である。たとえば南ヴェストファーレンのGWBは、ボーフムの管区指導者宛てに、ユダヤ商社との取引を止めないバルツ社についてこう書いている。「ユダヤ人のところで購入した〔ナチス〕党員の小売業者たちが、党の裁判所で裁かれている。党員バルツも、多少儲けが減るとはいえ、ユダヤ人と直ちに手を切るのが得策だろう」*24)



だが、Adefaの勢力拡大の原因が、すべてドイツ人経営者に対する脅迫にあったわけではない。ユダヤ営業経営の排除は、Adefa加盟企業の業績向上努力と並行して行われていた。ユダヤ営業経営を代替するドイツ人企業を育成することは、衣料産業全体としての輸出の振興を妨げないという四カ年計画の方針と一致するものでもあった。

反ユダヤ主義からする単純なユダヤ営業経営の排除と一線を画するこの理論に関わったと考えられるのが、Adefa理事長オットー・ユング〔左下〕*25) である。

4.オットー・ユング

ユングとはどのような人物だったのか。ドイツ連邦文書館のナチス党中央検索カードによると、商学士の称号をもつユングは1896年3月20日、西南プファルツのペーターズベッヒェルで生まれている。すでに1925年6月20日にナチス党に入党した記録があり、党員番号は8394番と非常に若い。*26) シュトックホルスト編の『第三帝国人名辞典』*27) および『経済界指導者名鑑』*28) によると、1930年代後半のユングの主な肩書きはつぎの通りである。

1. ナチス党関係

- ①シュヴァーベン大管区ナチス党大管区経済顧問
- ②ナチス党経済政策委員会専門担当官
- ③ドイツ労働戦線衣料および皮革専門局長代理

2. 国家機関（ライヒ経済省）関係

- ①ドイツ衣料工業全国連盟理事長
- ②経済集団衣料工業主任理事
- ③衣料工業輸出検査局ライヒ全権委員
- ④衣料工業輸出品検査局局長
- ⑤衣料品点数計算所
- ⑥衣料品類輸出品監視局内衣料品分配所
- ⑦ブランデンブルク経済地区経済院工業部門顧問
- ⑧シュヴァーベン労働院、ライヒ労働院、国家能力向上委員会の各委員

3. 私経済関係

- ①エミール・ケスター株式会社監査役
- ②ライプツィヒ繊維見本市有限会社監査役
- ③中央繊維有限会社支配人
- ④ゲデッケ化学工場（輸出）株式会社監査役会筆頭監査役

これをみると、ユングが衣料産業につよい利害関係をもち、また、党と国家にまたがって衣料産業部門の要職に就いていたことがわかる。このことからユングは、自らが抱えるふたつの課題、す

なわちナチス党サイドが主張する経済活動からのユダヤ人の排除と、四カ年計画の枠内における衣料産業部門の業績向上を達成する鍵をAdefaに見出したのではないかと推測できる。ユングはおそらくとも1937年の半ばごろまでには、Adefaに関わるようになっていた。^{*29)}

1937年秋、ユングは「Adefa第15回秋季モード展」^{*30)}の開催にあたって、Adefa加盟員を前に「ドイツ的衣服、ドイツの原料、ドイツの人間」という題目で挨拶をしている。^{*31)}以下はスピーチの概要である。ユングの基本的な考えを知ることができる。なお、当時のドイツ衣料工業においては、中小零細経営が圧倒的であった。1935年時点でも86.6%の経営が従業員数50人以下の小規模経営であったことが、統計資料で確認できる。^{*31)}

1. ユダヤ人抜きではやっていけないか

商売にユダヤ人は欠かせないと考える者がいるが、原料納入業者、紡績業者、織物業者、卸売・小売の購入者は、商売の上でもドイツ民族同胞・戦友として団結せねばならない。ユダヤ人から買うほかはないと言う度胸がある者は、「このドイツ人商人はユダヤ人に助けてもらわないと業績があげられない」と町中に知らせるがよい。

2. 衣服について

衣服は文化そのものだ。あらゆる人が清潔で立派な身なりで出かけられたら、服装は階級分断の手段にはならないだろう。すべての人が同じ権利と義務を有する、誇り高く自由なドイツ人であると感じられるようにしたいものだ。

3. 白いユダヤ人

ドイツ経済においては、ユダヤ人よりもユダヤ精神、すなわち破壊的思想を除去することが大切である。ユダヤ精神の持ち主がユダヤ人ではなく、立派なアーリア証明を持ったドイツ人であるのは困ったことだ。こうしたドイツ人は「白いユダヤ人」であり、二重に攻撃されねばならない。

4. ナチズム国家の法律

法律というものは、法が強制する事しかしない連中のために作られている。こうした連中は、民

族共同体の掟を自発的に実行することがない。ドイツでは、すべての法的規定を厳格に遵守し、ユダヤの腰巾着どもの溜まり場を打ち壊すことが政治的な義務なのだ。

5. 銀行の役割

まっとうな金融機関はドイツの心も持たなければならぬ。ドイツの心とは、有能で人格的にも非の打ち所のないAdefaの加盟員が財政的不運に見舞われる恐れがあるときは、その加盟員を支援することである。金融機関は、今日の経済的幸運が総統のおかげだということを肝に銘じるべきだ。

5. 同時代史料にみるAdefa

最後に、同時代史料に現れるAdefaを確認しておこう。まず、亡命社会民主党の機関誌が伝えるAdefaは、公然とアーリア化を推進している。

「Adefaは、宣伝省、ライヒ経済省、商工会議所、労働戦線から全面的に支援されている。Adefaは既製服部門における対ユダヤ人闘争を行っており〔…〕目標はこの分野におけるドイツ経営とユダヤ営業経営との間の業務上の結びつきを断ち切り、『ドイツの洋服文化』の涵養をはかることにある。Adefaは、銀行融資で莫大な資金を自由できる。この融資は〔…〕既製服部門が四カ年計画の枠内で輸出を増やし、外貨獲得に効果があがるように仕向けられている。〔…〕1938年4月1日までに、ベルリンにある40もの最大規模の既製服店が営業停止もしくはアーリア人の所有するところとなった。」^{*33)}

つぎに、ドイツ銀行がアーリア化の資金融資先を求めて業界団体宛てに送った回覧通達では、Adefaは「偽装アーリア化」の手段として紹介されている。

「あるいはAdefaの方法が〔…〕お薦めできるのではないかと存じます。〔…〕アーリア化に何らかの関係がお客様の部門の商社各位がより大きく提携されまして、問題のユダヤ営業経営を引き継ぐことは適当であるとされてはおりますものの、ご自身では必要な資金が調達できないアーリア化希望者に保証を与えて当該物件の獲得を可能にして差し上げるということになります。〔…〕

銀行といたしましては、より力のある商社の保証が背後ある場合には、比較的小規模な、普通でありますとその規模から申し上げて貸し付けの対象とはならないような商社に対しても貸し付けをさせていただくこととなります。〔…〕経済諸団体様各位におかれましては、つぎのような大きな利点が生ずることとなります。すなわち、アーリア化の主導権を握られることで、とりわけ国家の介入〔…〕を回避できるということであります。さらに、専門外の者に口出しさせず、事情によく精通した筋が主導権を握るこの方法をとりますならば、そうでない場合には計算に入れなくてはならない損失や市場の混乱も回避できるということです。〕^{*34)}

【史料】

ADEFA（ドイツ衣料産業工場主共同事業団）定款（1938年11月14日）^{*35)}

第1条

連盟の名称は"ADEFA" Arbeitsgemeinschaft deutscher Fabrikanten der Bekleidungsindustrie e.V.とする。

第2条

連盟の目的は以下の通り：

- a) 加盟員同士、党と国家に対して国民社会主義的態度をとること
- b) 時流に即し、ドイツ民族に相応しい衣装文化の涵養
- c) 国益のための輸出の特別な振興

第3条

連盟の所在地は区裁判所管区ベルリンのベルリンとする。

第4条

事業年度は暦年とする。

第5条

連盟の加盟員になれるのは、衣料品の製造および

販売に従事し、その所有者ならびに従業員が国家公民法ならびに同法第一遂行政令のいう国家公民ならびに暫定的国家公民であるところの、商業登記済みのすべての企業、また、個人企業にあってはその所有者である。

連盟への加盟は、諮問委員会への諮問を経て理事長が決定する。加盟は、加盟費および一回限りの宣伝費の支払いを待って行われ、これらの費用の額は理事長が定める。

商業登記済みでない企業の所有者であっても、理事長の特別な許可があれば加盟できる。

第6条

連盟は、法的に保護され、加盟員は連盟を通じてのみ購入できる連盟章を所有する。

ドイツ意識を有する消費者の保護とその利益のため、ADEFAの全加盟員は、ユダヤ人顧客に納品されてはならない製品に、法律によって保護されたADEFA票を、特別の連盟章規定により貼付する義務を負う。このADEFA票は、同一の購入者とのすべての文書交換におけるレターヘッドおよび印章としても使用される。万一第三者による不正使用があった場合、連盟は同人に対して刑事もしくは民事訴追の手続きを行なう。

ユダヤ人代理人、前納入業者、その他の納入業者ならびに購入者との商取引は、ADEFAが遵守すべき国民社会主義の原則とは相容れない。ユダヤ人代理人および販売者等は、受け入れられてはならない。

ADEFA加盟員は、ユダヤ人小売業およびユダヤ人コンツェルンに、ドイツ民族同胞のための商品を転売したり、ユダヤ人納入業者もしくは卸売業者と商取引を行ったりすることを拒否する。

第7条

連盟からの脱退は、毎年の業務年度の終了時点において文書で申請し、少なくとも4カ月の脱退告知期間を遵守した上でのみ宣言できる。

加盟員たる資格は、加盟企業の解散もしくは加盟企業の連盟からの脱退によっても消滅する。

第8条

連盟からの加盟員の除名は、除名されるべき加盟

員が連盟の利益に反したり、その他除名に値する重要な理由があったりした場合、諮問委員会への諮問を経て理事長がこれを行なう。第6条に違反した場合、理事長は除名に代えて、当該加盟員ならびに諮問委員会の意見を聞いた上で、当該加盟員に1000ライヒスマルクを上限とする罰金を科すことができる。この罰金の使途については、理事長が理事会に指示を与える。

第9条

加盟員資格の終了によって、連盟財産に対する加盟員のすべての請求権が消滅する。とりわけ、除名もしくは脱退した加盟員には、財産分割権または払い戻し請求権はない。

第10条

連盟は、理事長が諮問委員会の同意を得て定めた会費ならびに割当金を徴収する。

第11条

連盟の組織は次の通り：
連盟の長としての理事長
諮問委員会
加盟員総会
理事会

第12条

理事長は民法典第26条のいうところの理事会である。理事長は国民社会主義ドイツ労働者党経済政策委員会の同意を必要とし、理事長の会社もしくは理事長本人が少なくとも3年間継続的に連盟に所属し、さらに所在地がベルリンでなければならない。理事長は加盟員総会で賛成の呼びかけによって、毎回、任期2年目の2月総会までに選出される。理事長の解任は、重大な事由があるときに限る。理事長の解任権は、加盟員総会の秘密投票による総投票数の4分の3以上の多数に帰する。解任の場合は、2カ月以内に行われる新理事長選出まで、理事長代理が連盟の指導を引き継ぐ。理事長が任期前に辞任した場合も、これと同様とする。理事長はすべての問題について基本的に決定を下す。理事長代理は、理事長自らこれを定める。諮問委員会は、理事長からすべての重要な関係書類

について情報を得る。

理事長に障害が生じた場合は、理事長代理が連盟の権利と義務を引き受ける。理事長の障害は、認証されなくともよい。

第13条

諮問委員会は、少なくとも8名の加盟員から構成される。諮問委員会は理事長によって任命される。諮問委員会は審議権のみを有し、次の場合にのみ議決権をもつ：

- 1) 財産権に関わる問題、ならびに年間1000ライヒスマルクを超える債務が生じる限りでの契約締結の場合
- 2) すべての財務上の問題において、理事長を承認する場合

諮問委員会の任期は理事長の任期と一致する。理事長は、諮問委員会を任期前に解任する権限を有する。

諮問委員会の招集は、必要に応じて、もしくは諮問委員会の少なくとも3名の加盟員が文書で召集を要請した場合、理事長によって行われる。諮問委員会は、諮問委員会の委員全員が召集され、少なくとも3名の諮問委員が出席した場合、議決権を有する。同数得票の場合は連盟の理事長が決定を下す。理事長本人に関わる案件の場合は理事長代理が決定を下す。

先に列挙された議決権を除き、投票は行われない。加盟員相互のより緊密な団結のために、理事長は地区集団を組織することができる。地区集団は、理事長によって任命される地区理事長の指揮下におかれる。地区理事長は同時に諮問委員会の委員でもある。地区集団の設立は、法的に認められた所轄の経営経済組織（経済集団）の同意を必要とする。

第14条

定期的に毎年2月、理事長は加盟員総会を招集する。加盟員総会は、特別な権利を除き、審議権のみを有する。

特別な権利とは以下の通り：

- 1) 理事長の選出
- 2) 会計監査人の選出
- 3) 年間会計報告の審査および監査

4) 定款の改定

5) 連盟の解散

加盟員総会への招集は、理事長により、通常郵便もしくは回覧通達によって行われる。議事日程は、理事長がこれを定める。定款の修正動議は、召集に際して議事日程の中で申し立てることができ、出席加盟員の投票総数の4分の3以上の過半数をもってのみ議決され得る。議決権があるのは、所有者、社員、登録済業務執行社員および取締役のみである。各加盟企業には1票のみが割り当てられる。各々の外部加盟員は、彼の地区集団の加盟員の文書による全権委任を最大5件まで行使できる。すべての加盟員総会の経過については議事録が作成されねばならず、総会の議長ならびに一名の諮問委員会委員が署名しなければならない。議事録の作成は理事長の責務である。

加盟員総会の議長は理事長、もしくは理事長に障害があるときは理事長代理または諮問委員会の他の構成員がこれを務める。

必要がある場合、理事長は新たな加盟員総会を招集することができる。

第15条

理事長は、連盟業務の事務的な処理のため、諮問委員会への諮問を経て業務執行者を任命する。業務執行者は連盟の加盟員でなくともよい。業務執行者とは雇用契約が締結されるものとし、契約期間は最長2年間とする。

業務執行者は、連盟の通常業務を処理し、議事録を作成し、文書のやりとりを行なう。業務執行者は、理事長と協調の上、法的に連盟を代表する権限を有する。業務執行者は無制限の郵便物送受権を有する。

業務執行者は、諮問委員会会議に顧問として参加する権利を有する。業務執行者もしくはその受託人は、連盟の目的に適合する限りにおいて、加盟員の経営を検査する権限を有する。加盟員は、必要なすべての情報を提示しなければならない、また連盟決議の遵守に関連するすべての証拠書類を保管する義務を負う。

第16条

連盟の解散動議は、これが全加盟員の少なくとも

4分の1によって支持されるときのみ、提案され得る。

解散自体は、少なくとも6週間前に行われた解散動議の告示の後、本総会に出席した加盟員の全投票の4分の3以上の過半数をもってのみ、議決され得る。

第17条

このほかの連盟に関するすべての問題は、この定款で別の規定がなされていない限り、民法典の社団法人法規定により処理される。

第18条

理事長は、社団登記簿への登録のために裁判官から要請された本定款の修正を、単独で行なう権限を有する。

ベルリン、1938年11月14日

* 1) Arbeitsgemeinschaft deutscher Fabrikanten der Bekleidungsindustrie.名称の末尾をder Konfektion またはdes Bekleidungs-gewerbesとしている史料もあるが、これらは誤り。

* 2) 新聞・雑誌としては、ドイツ労働戦線(DAF)の労働科学研究所が収集していた「アーリア化」に関する新聞・雑誌記事の切り抜きが有用である。Bundesarchiv (BArch), 62 DAF 3, 8779, 62 DAF 8780.

* 3) Genschel, Helmut, *Die Verdrängung der Juden aus der Wirtschaft im Dritten Reich*, p. 149, Toury, Jacob, *Jüdische Textil-unternehmer in Baden-Württemberg 1638-1938* (Tübingen, 1984), p. 250, Barkai, Avraham, *Vom Boykott zur Entjudung. Der wirtschaftliche Existenzkampf der Juden im Dritten Reich 1933-1943* (Frankfurt/M., 1987), pp. 183-184. Kratzsch, Gerhard, *Der Gauwirtschaftsapparat der NSDAP. Menschenführung "Arisierung", Wehrwirtschaft im Gau Westfalen-Süd* (Münster, 1989), p.139. Bajohr, Frank,

"Arisierung" in Hamburg. *Die Verdrängung der jüdischen Unternehmer 1933-1945* (Hamburg, 1997), pp. 139-140, Bruns-Wüstefeld, Alex, *Lohnende Geschäft. Die "Entjudung" der Wirtschaft am Beispiel Göttingens* (Hannover, 1997), pp. 76, 89, Bräutigam, Petra, *Mittelständische Unternehmer im Nationalsozialismus. Wirtschaftliche Entwicklungen und soziale Verhaltensweisen in der Schuh- und Lederindustrie Baden und Würtembergs* (München, 1997), p. 284, Anm. 247など。

- * 4) 『小売業通信』による。"Adefa-Gedanke im Vormarsch". Pressedienst des Einzelhandels" vom 5. April 1938. in: BArch. NS 5VI-16230, 80.
- * 5) Genschel, *op. cit.*, pp. 17-19.
- * 6) Berding, Helmut, *Moderner Antisemitismus in Deutschland* (Frankfurt / M., 1988), pp. 36-37.
- * 7) 大管区 (管区) 経済顧問Gau (Kreis-) wirtschaftsberaterとは、ナチス・ドイツの行政区である大管区 (管区) においてナチス党の経済政策を担当する経済専門のポストである。GWBは中央からの指示を受け、下部組織に伝達する役割を担っていた。GWBは大管区指導者によって任命され、ミュンヘンに本部を置くナチス党経済政策委員会に直属していた。
- * 8) Schreiben von Kreiswirtschaftsberater an Gauwirtschaftsberater vom 8. 12. 1937. in: Staatsarchiv Münster, Gauleitung Westfalen-Süd, Gauwirtschaftsberater (GWB) 424.
- * 9) "Die Geschichte der Adefa" (Völkischer Beobachter vom 11. 1. 1934), in: BArch., 62 DAF 3 (Deutsche Arbeitsfront) -16198, 47.
- * 10) "Aufstieg der arischen Bekleidungsindustrie" (Völkischer Beobachter vom 25. 6. 1935. in: 62 DAF 3-16199, 166が伝えるところでは12名。
- * 11) "Die Fortschritte der Adefa" (Berliner Tageblatt vom 47. 1938) in: BArch., 62 DAF3-16199, 103. Adefaは1939年8月15日に「課題は達成された」として自主解散するまで2度、名称変更をしている。1933年6月1日の登録時の名称がArbeitsgemeinschaft Deutscher Fabrikanten der Bekleidungsindustrie.これが1934年9月7日にArbeitsgemeinschaft deutscharischer Fabrikantn der Bekleidungsindustrieになり、1938年11月14日の加盟員総会において、"ADEFA" Arbeitsgemeinschaft deutscher Fabrikanten der Bekleidungsindustrieに変更された。Beglaubigte Abschrift aus dem Vereins-Register Nr. 7133 (Amtsgericht Berlin) . in: BArch. R 3101-8646.
- * 12) "Fünf Jahre Adefa" (Textil-Zeitung, Nr. 106 vom 4. 5. 1938), in: *Ibid.*, 118.
- * 13) "Die Fortschritte der Adefa" (Berliner Tageblatt vom 4. 7. 1938) in: BArch., 62 DAF3-16199, 103.
- * 14) *Ibid.*
- * 15) *Ibid.*
- * 16) 「アーリア人の手による商品の印 "Das Zeichen für Ware aus arischer Hand". in: Westfälische Landeszeitung Nr. 35, am 6. Feb. 1938. in: GWB 648.
- * 17) Gesetz zur Vorbereitung des organischen Aufbaus der deutschen Wirtschaft vom 27. Februar 1934, *Reichsgesetzblatt I*, pp. 185-186.ライヒ経済大臣に付与された権限によって、従来の自由な経済諸団体および利益共同体は強制的に解散もしくは新設の組織に統合・編入された。
- * 18) BArch. R 3101-8920, 221.
- * 19) "Die Organisationsfrage im Bekleidungs-gewerbe" (Berliner Tageblatt Nr. 257 vom 2. Juni 1934), in: BArch., 62 DAF 3, 16198, 31.
- * 20) Fränkische Tageszeitung am 14. 1. 1938. in: BArch., 62 DAF 3, 16230-107.
- * 21) "Wir können es besser! Die Adefa, Ein Vorbild zur Ausschaltung der jüdischen Wirtschaftsmacht" (Wirtschaftlicher Pressedienst vom 12. 1. 1938), in: BArch., 62

- DAF3-16230, 112. によると, これは紳士・婦人服部門のほぼ6分の1にあたる数という。なお Statistisches Reichsamt (ed.), Statistisches Jahrbuch 1939/1940 (Berlin, 1940), p. 180.によると1936年時点における衣料工業全体の経営数は6698である。
- * 22) "Aktivierung der Bekleidungsirtschaft" (Der Freiheitskampf vom 7. 7. 1938) in: BArch., 62 DAF 3- 16230, 58.
 - * 23) Rundschreiben vom Gauwirtschaftsberater vom 11. März 1938. in: GWB 282. GWB 424 にも, 大管区経済顧問や管区経済顧問らが, 管轄する小売店に取引先の変更を迫る書簡が多く含まれている。
 - * 24) Schreiben Gauwirtschaftsberater an Kreiswirtschaftsberater vom 8. April 1938. in: GBW. 424.
 - * 25) GWB 648.
 - * 26) BArch. (ehem. Berlin Document Center), NSDAP-Zentralkartei. Otto Jung. in: K0130, J0054.
 - * 27) Stockhorst, Erich, *5000 Köpfe. Wer war was im 3. Reich* (Kiel, 1985) .
 - * 28) *Wer Leitet? Die Männer der Wirtschaft und der einschlägigen Verwaltung 1940* (Berlin, 1940) , 1941/42 (Berlin, 1942) .
 - * 29) GWB 282, 424.
 - * 30) Adefaの展示会およびモードショーは毎年4~6回開催されていた。Schreiben vom Geschäftsführer der "ADEFa", Hans Müller an den Gauwirtschaftsberater von Westfalen-Süd, Pg. Pleiger vom 13. 12. 1937. in: GWB 648.
 - * 31) Deutsche Kleidung Deutsche Werkstoffe Deutsche Menschen. Vortrag des Gauwirtschaftsberaters und Sachberaters in der Kommission für Wirtschaftspolitik, Reichsleitung der NSDAP, Parteigenosse Dir. Otto Jung anlässlich der Eröffnung der 15. ADEFa-Herbstschau 1937. in: GWB 648.
 - * 32) Berufskundliche Mitteilungen Reichsanstalt für Arbeitsvermittlung und Arbeitslosenversicherung. Nr. 5. vom 10. März 1938. in: in: BArch., 62 DAF 3 - 16199, 120. Die gewerblichen Betriebe (örtliche Betriebseinheiten nach Grössenklassen am 16. Juni. 1933) . in: *Statistisches Jahrbuch für das Deutsche Reich 1938*, pp. 146-147.
 - * 33) *Deutschland-Berichte der SOPADE, 1938/2*, A 42-43, A 59.
 - * 34) Aus dem Entwurf eines vertraulichen Rundschreibens der Zentrale der Deutschen Bank, vermutlich an die Wirtschaftsgruppen, über die Beschleunigung der Arisierung. 推定の日付は1938年11月から12月の間である。Dietrich Eichholz (eds.), *Anatomie des Krieges. Neue Dokumente über die Rolle des deutschen Monopolkapitals bei der Vorbereitung und die Durchführung des Zweiten Weltkrieges* (Berlin, 1969) , Dok. 83, pp. 197-199.
 - * 35) Satzung der "ADEFa" Arbeitsgemeinschaft deutscher Fabrikanten der Bekleidungsindustrie e.V. BArch., R 3101 Reichswirtschaftsministerium 8646.